

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (中央創造) 一
- " " (西部創造) 一
- " " ( " ) 二
- " " ( " ) 二
- 埼玉県議会定例会の招集 (財政課) 二
- 県庁LANの構成機器賃借及び運用管理業務委託に関する入札公告 (IT企画課) 二
- 指定管理者の主たる事務所の所在地の変更に係る告示 (消防防災課) 六
- 大規模小売店舗に対する県意見

### の公示

- " " (商業支援課) 六
- " " ( " ) 六
- " " ( " ) 七
- " " ( " ) 七
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 ( " ) 七
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 八
- 耐刃防護版の製造請負に関する一般競争入札の公告 (会計課) 八
- 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 一〇
- " " ( " ) 一〇

## 告示

### 埼玉県告示第九百六十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月十二日  
埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日  
平成十九年六月四日

特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人人材交流支援センター

代表者の氏名  
川上 寿海

主たる事務所の所在地  
埼玉県戸田市笹目南町一番一七号

定款に記載された目的  
この法人は、合法的に本邦に在留する外国人並びに事業主に対して、人材の交流及び、育成活動の支援、情報提供に関する事業を行い、もって、合法的に本邦に在留する外国人が地域社会の中で自立した生活が送れる社会の実現に寄与する事を目的とする。

但し、労働者派遣事業及び、有料職業紹介に関しては、外国人並びに事業主等の区別は行わないものとする。

埼玉県告示第九百六十四号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月十二日  
埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日  
平成十九年六月四日

特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人環境サポート埼玉

代表者の氏名  
小室 大

主たる事務所の所在地  
埼玉県坂戸市八幡一丁目十一番三十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域や市民に対し、環境保全に係る思想普及のための活動、環境教育・学習のための活動、環境検査などを通じての国際交流活動、特定非営利活動法人相互の交流やネットワークの構築のための活動及びその他環境改善に係る活動を行ない、もって広く公益に貢献することを目的とする。

埼玉県告示第九百六十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
平成十九年六月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 志木子育てネットワークひろがる輪

三 代表者の氏名  
森山 ゆかり

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県志木市本町二丁目二番二十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の人たちに對し、地域との関わり合いをもち、孤獨な子育てにならないためにも、不安や悩みを自由に話しあえる場の提供をしていくとともに、広く情報を伝えて新しい仲間作りを応援していきます。また、諸活動を通して、子どもや親はもとより誰にとつても、よりよい地域コミュニティづくり、社会全体で支えあうネットワークづくりの形成に寄与する事を目的とします。

埼玉県告示第九百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支

特定非営利活動法人 グループみずほ

三 代表者の氏名  
白井 英子

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県富士見市西みずほ台三丁目二番地十一姫ビル二百一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に對し、安心して暮らし続けるための必要な家事・介護サービスをを行い、社会福祉の発展向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百六十七号

埼玉県議会平成十九年六月定例会を六月十九日に招集する。  
平成十九年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百六十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。  
平成十九年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
県庁LANの構成機器貸借及び運用管理業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
平成19年10月1日(月)(県庁LANの構成機器貸借においては、平成20年3

月1日(土)から平成24年9月30日(日)まで。ただし、平成20年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額において減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所  
埼玉県総務部 IT 企画課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けすることができる能力を有するとともに、第三者をして貸付けすることができる能力を有することを証明した者であること。

(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

(5) 国、都道府県又は指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)において、平成10年4月以降に本調達案件と同等のネットワークを構築し、かつ、同月以降に本調達案件と同等のネットワークの運用管理業務を受託した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部 IT企画課ネットワーク担当 有働 和之、新井 啓司 電話048-830-2282(直

通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から平成19年6月22日(金)まで上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館4階 音楽室A

B

イ 日時

平成19年6月15日(金) 午後2時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第2庁舎10階 総務部 IT 推進局 スタジオ

イ 日時

平成19年7月24日(火) 午前10時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部 IT 企画課 ネットワーク担当

イ 受領期限

平成19年7月23日(月) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

エ その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項第1号又は第2号の規定に

該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成19年6月25日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 提出書類

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行うので、入札書及び企画提案書等を提出すること。

(7) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

イ 入札価格が、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。

ロ 企画提案書の提案内容が別記提案書評価表の必須項目をすべて満たしていること。

ハ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点

の高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は必須項目の技術点の高い者を落札者とし、これと同じ場合にはくじにより落札者を決定する。

(8) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する。（調査基準価格未滿の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）

(9) 手続における交渉の有無

無

(10) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当（電話048-830-5775（直通） 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に提出すること。

(11) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(12) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required: Lease of server equipment regarding an Information Network Communication System for the Saitama Prefectural Government, and its operation and management.

(2) Deadline for Submissions:

By mail: 5:00 p.m., July 23, 2007

In person: 10:00 a.m., July 24, 2007

(3) Contact Information: IT Planning Division, General Affairs Department Saitama Prefectural Government Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi 330-9301 Telephone: 048-830-2282

別記

提案書評価表

項目	項目の説明	詳細項目	提案書に記載する内容	加点	必須項目
1-1	仕様書等から想定される県庁LANの現状を踏まえ、提案者の基本的な考え方を具体的に記載すること。	基本的な考え方	県庁LAN運用の背景や必要性を考慮し、提案内容について、基本的な考え方、全体の仕組み、アドレスポリシー等を記載すること。提案内容による想定効果等について説明すること。	10	○
1-2		県庁LANの問題解決	現行県庁LANの問題点・問題点を指摘し、提案者の考えと提案するソフトウェアシステムによる対応策等について説明すること。	30	○
1-3		全体ソフトウェア	契約日から平成20年3月末日まで、全体及び各作業単位ごとのスケジュールを提示すること。	20	○
1-4	基本事項	品質保証	構築中のプロジェクト管理、契約期間中における運用や保守の品質確保の方法を具体的に説明すること。	20	○
1-5		セキュリティ確保 個人情報等保護	契約期間中のセキュリティの確保や、個人情報等保護について提案者としての基本的な考え方を記載すること。	10	○
2-1	県庁LANで実装する機能の内容をわかりやすく記載すること。機器構成を記載すること。構成に含まれる各機器の役割と合致を明記すること。	各システムの機能	各システムごとに実装する機能を具体的に記載すること。システムの動作フロー図を添付すること。	10	○
2-2		機器能力	サーバ・機器性能を記載すること。ネットワーク機器及び接続機器の動作モードを記載すること。	10	○
2-3		ラック本数	使用するラック本数について記載すること。	10	○
2-4		消費電力、発熱量	センター設置機器の最大消費電力合計値(KVA)を記載すること。センター設置機器の発熱量合計値(KVA)を記載すること。	10	○
2-5	機器構成	更新後の課題への対応	契約期間中に想定される課題について示し、その対応方法について具体的に説明すること。更新後の課題の発生時、仕様の性能が得られない場合の対応方法を記載すること。	20	○
2-6		前置き	機器の調達発生時において、ネットワーク停止を回避する方法等について記載すること。	20	○
2-7		セキュリティ確保	機器のセキュリティ確保の方法(物理的・論理的)について記載すること。	20	○
2-8		機器の拡張性	今後の県庁LANの増強に対する、機器拡張性を記載すること。	10	○
2				110	○
3-1		運用方法について記載すること。	「1-2 現行県庁LANの問題解決」で提案した内容を踏まえ、運用管理業務全体の取り組む方法及び実現される効果について、具体的な例、運用監視システム等の導入を提案する場合は、県庁LANへの安全性、セキュリティを確保できる十分な措置を示すこと。また、運用業務水準を向上させる方法など、提案者が特にアピールしたい点も具体的に記載すること。	40	○
3-2		SE等体制	運用管理業務等の作業分業、保有資格、運用実績等を記載すること。また、総括責任者及び各作業単位の責任者の氏名、部署、氏名、職名、経験、作業実績等を明示すること。	30	○
3-3		現行機器の運用管理について	現行機器メーカーとの連絡・連携について記載すること。	10	○
3-4		機器の保守体制	契約期間中の機器の保守体制、保守拠点、要員の運用方法等について記載すること。	30	○
3-5		サーバ及びネットワーク機器の運用管理	サーバ及びネットワーク機器管理工数の削減方法について記載すること。また、サーバ及びネットワーク機器の運用管理工数の削減方法について記載すること。	30	○

項目	項目の説明	詳細項目	提案書に記載する内容	加点	必須項目
3-6		運用管理	各種ネットワーク管理	20	○
3-7		ネットワーク管理者の業務効果	ネットワーク管理者の業務効果向上	20	○
3-8		稼働状況の可視化	稼働状況の可視化	10	○
3-9		受付・連絡体制	受付・連絡体制	30	○
3-10		セキュリティ確保	セキュリティ確保	30	○
3-11		SLAへの考え方	SLAへの考え方	30	○
3-12		業務内容の引継	業務内容の引継	20	○
3				300	○

項目	項目の説明	詳細項目	提案書に記載する内容	加点	必須項目
4-1		作業体制	作業体制	30	○
4-2		作業の進め方	作業の進め方	30	○
4-3		構築・移行計画及び作業内容	構築・移行計画及び作業内容	40	○
4-4		構築・移行体制	構築・移行体制	20	○
4-5		既存業務システム等への対応	既存業務システム等への対応	20	○
4-6		現行機能やサーバ等の移行	現行機能やサーバ等の移行	30	○
4-7		作業時等の危機管理	作業時等の危機管理	20	○
4-8		セキュリティ確保	セキュリティ確保	30	○
4				220	○
5	追加提案	追加する独自提案について記載すること。	独自提案	30	○
		合計点		750	

## 埼玉県告示第九百六十九号

埼玉県防災学習センター条例(平成六年埼玉県条例第十二号)第十条第二項の規定により指定管理者の主たる事務所の所在地の変更の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定管理者の名称

日立ビルシステム・丹青社共同事業体

二 変更後の指定管理者の主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田美土代町七番地  
三 変更の年月日  
平成十八年七月十八日

## 埼玉県告示第九百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による県の意見の概要について、同条第六項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

吉川ファッションモール

吉川市越谷都市計画事業吉川駅南特定土地区画整理事業三十七街区二画地外  
ロ 大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定による県意見の概要

夜間荷さばきに伴い発生する騒音(荷さばき車両走行音)の最大値が、店舗北側騒音予測地点Iで騒音規制基準値を2dB超過している。

荷さばきは、周辺の静穏な生活環境保持のため、できる限り深夜早朝は避け  
るべきである。ついでには、できる限り深夜早朝の時間帯を避けて荷さばきを行うよう、配送  
計画等を再度検討し、その結果を報告されたい。なお、届出の中で使用している荷さばき車両走行音に係る実測データとして  
「しまむら円光店」での荷さばき実測データを使用しているが、この実測デー

タの使用妥当性についても併せて報告されたい。

ハ 当該意見を通知した年月日

平成十九年五月二十八日

## 二 縦覧期間

平成十九年六月十二日から平成十九年七月十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

## 埼玉県告示第九百七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による県の意見の概要について、同条第六項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら上野台店

深谷市大字上野台三千三百九他

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定による県意見の概要  
届出では駐車場の出入口を駐車場の南側、約三十五メートルの間に二箇所設  
けることになっている。しかし、この駐車場の出入口に接する歩道は二つの公立小・中学校の通学路  
になっている。ついでには、児童生徒の安全を考慮した駐車場の運営方法を再検討し、その結  
果を報告されたい。夜間荷さばきに伴い発生する騒音(荷さばき車両走行音)の最大値が隣地境  
界においても複数の予測地点で、騒音規制基準値(四十五dB)を三〜八dB  
程度超過している。荷さばきは、周辺の静穏な生活環境保持のため、できる限り深夜早朝は避け  
るべきである。

については、できる限り深夜早朝の時間帯を避けて荷さばきを行うよう、配送計画等を再度検討し、その結果を報告されたい。

なお、届出の中で使用している荷さばき車両走行音に係る実測データとして「しまむら円光店」での荷さばき実測データを使用しているが、この実測データの使用妥当性についても併せて報告されたい。

ハ 当該意見を通知した年月日

平成十九年五月二十八日

二 縦覧期間

平成十九年六月十二日から平成十九年七月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

埼玉県告示第九百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定による県の意見の概要について、同条第六項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ狭山A

狭山市入間川千二十五

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定による県意見の概要

店舗西側（裏側）の生活道路、通学路への来退店車両の進入を極力抑え、付

近住民及び生徒の安全等を確保すること。

ハ 当該意見を通知した年月日

平成十九年五月二十八日

二 縦覧期間

平成十九年六月十二日から平成十九年七月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県西部産業労働センター

埼玉県告示第九百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定による県の意見の概要について、同条第六項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ狭山B

狭山市入間川千二百九

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定による県意見の概要

店舗西側（裏側）の生活道路、通学路への来退店車両の進入を極力抑え、付

近住民及び生徒の安全等を確保すること。

ハ 当該意見を通知した年月日

平成十九年五月二十八日

二 縦覧期間

平成十九年六月十二日から平成十九年七月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

埼玉県告示第九百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオン羽生ショッピングセンター

羽生市川崎二丁目

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要  
周辺道路の交通渋滞防止及び交通安全対策について

イオン羽生ショッピングセンター周辺の加須市生活道路の交通渋滞を防止するため、来店及び退店車両を円滑に誘導する案内看板の適正かつ継続的な配置に努めるとともに、オープン時、繁忙期、土曜・日曜・休日における周辺地域への交通誘導員の配置に努めること。

来店及び退店車両が加須市内の通学路を裏道として通行することも予想されるため、広範囲にわたり交通誘導員を配置するなどの措置を講じて、児童生徒の登下校時の交通安全に配慮すること。また、搬出入車両の運行経路については加須市内の通学路を回避するように配慮すること。  
防犯及び青少年の非行防止対策について

深夜、イオンショッピングセンター内のゲームコーナー等の遊技場などを徘徊する児童生徒もいると考えられるため、児童生徒のトラブル防止のために警備員による監視を強化し、巡回指導を行うこと。

店内や駐車場等で死角となる場所を的確に把握していただき、非行青少年のたまり場とならないよう、警備員による定期的・定時的な巡回パトロールを実施すること。  
消費者対策について

お客様苦情相談の対応等の整備と充実につとめること。

その他全般的事項

出店に伴い様々な問題が生じたとき又は周辺在住の加須市民から要望や苦情があったときには、専門の窓口において誠意をもって速やかに対応すること。  
二十四時間の出店にあたっては、特に、深夜騒音等周辺環境への影響に対する配慮をすること。

二 縦覧期間

平成十九年六月十二日から平成十九年七月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県東部産業労働センター

埼玉県告示第九百七十五号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成十九年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年五月十一日

指令行整第二一八〇〇七一号

二 検査済証番号

平成十九年六月五日第十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

児玉郡上里町大字金久保字蓮山三七一番二、三七一番六、三七三番二、三八一番四、三八一番五、三八一番八、字中道四八〇番二、四八二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県香取郡東庄町笹川一〇六株式会社 八幡創業  
代表取締役 八幡 正毅

埼玉県告示第九百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。  
平成十九年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 案件名及び数量

耐刃防護板 4,180枚

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成19年9月28日(金)まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部会計課が指定する場所

(5) 入札方法



本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。また、入札金額については、総師を入力又は記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「物品の販売」のうち「衣類・帽子・靴」又は「消防・防災・防犯用品」のA等級に格付けされている者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 製造見本を平成19年7月9日（月）午後5時00分までに下記の場所に持参し、審査した結果当該物品を製造できると認められた者であること。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部装備課機動装備係 吉澤 章裕 電話048-832-0110 内線2333

(5) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有する者であること。

(6) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより埼玉県警察職員の立会検査に応じられる者であること。

(7) 納入する物品に関するアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札書の提出方法等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付方法並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部会計課調度第一係 渡壁 弘昌 電話048-832-0110 内線2246 フラク  
シミリ048-824-4607

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードするか、上記(1)の場所において交付する。

(3) 仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の場所において交付する。

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年7月23日（月）午前10時00分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年7月20日（金）午後5時00分まで（必着）

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年7月23日（月）午前10時00分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること（郵送の場合は不要）。

(5) 開札場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎6階警察本部総務部会計課執務室 平成19年7月23日（月）午前10時15分から開札する（詳細は入札説明書による。）。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場

合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示す方法で平成19年7月9日(月)午後5時00分までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体による入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送、持参又はフлакシミリにより送信すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) F330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased A blade protection board-resistant 4,180

(2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; By 10 : 00 a.m., July 23, 2007 By mail ; 5 : 00 p.m. July 20, 2007 In person ; 10 : 00 a.m. July 23, 2007

(3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone ; 048-832-0110 Ext.2246

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年六月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年四月二十六日

第一八〇一七九一号

二 検査済証番号

平成十九年六月五日

第一九〇〇三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字赤沼字水穴前一四

九一―四、一四九一―九、一四九一―

一一、一四九三―一、一四九三―五、

一四九三―七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
坂戸市西坂戸二丁目二番七号

不動産のミカミ 代表 三上 隆昭

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年六月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年一月三十日

第一八〇一七三〇号

二 検査済証番号

平成十九年六月五日

第一九〇〇三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字久保田字北野七一、

七三、七四、七七、七八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉見町大字久保田六九

長澤 正作、長澤 光子

東松山市神明町二一五―五

長澤 勝

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇(代表)